

岐阜県公報

号 外 (三) 平 成 二 十 四 年 四 月 一 日

目 次

告 示

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

(建築指導課)

ページ
一

告 示

岐阜県告示第百八十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の五第一項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出のあつた指定構造計算適合性判定機関の名称

財団法人日本建築総合試験所

二 変更しようとする事項

指定構造計算適合性判定機関の名称

(変更前) 財団法人日本建築総合試験所

(変更後) 一般財団法人日本建築総合試験所

三 変更しようとする日

平成二十四年四月一日

平成二十四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社